

千葉県告示 第316号

地方自治法第231条の2の2の規定により、使用料の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条の2の3の2の規定により告示します。

令和5年 4月 1日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 相手先
東京都品川区大崎1丁目11番2号
アソビュー株式会社
代表取締役 CEO 山野 智久
- 2 施設名
千葉県動物公園
- 3 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで